

Logistics, Progress, Borderless.

YASDA

安田倉庫株式会社

証券コード：9324

第**155**回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時

場所

東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町

議案

- 第1号議案 第155期剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する
対応策（買収防衛策）の継続の件



インターネット等又は書面による議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時まで

目次

株主の皆様へ	1
第155回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	37
連結計算書類	
連結貸借対照表	58
連結損益計算書	59
連結株主資本等変動計算書	60
計算書類	
貸借対照表	61
損益計算書	62
株主資本等変動計算書	63
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	64
計算書類に係る会計監査人の監査報告書	66
監査役会の監査報告書	68
トピックス	70
株主メモ	72
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

昨年度の経営環境はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、世界的なエネルギー及び原材料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による景気後退懸念など、不透明なビジネス環境が継続いたしました。当社グループは社会インフラとしての使命を果たすべく全社一丸となって事業の発展に取り組んでまいりました。

当社グループは、メディカル物流事業を拡充・強化すべくエーザイ物流株式会社の全株式を取得、また、倉庫・輸配送ネットワークの拡大を推進すべくOSO株式会社の全株式を取得しました。さらに、海外・国際物流サービスの拡充を企図したインドネシアにおける新たな倉庫会社の設立、医療分野に関する幅広い知見とネットワークを有する株式会社ニューロシューティカルズへの出資等、付加価値の高いサービスの提供に向けたソリューションの強化とネットワークの拡充により取引の拡大や物流施設の増強など事業基盤の強化を推し進めました。

サステナビリティの取り組みへの関心が高まるなか、当社グループは「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同を表明いたしました。今後も、社会の激しい変化の中でサステナビリティを巡る諸課題に柔軟に対応してまいります。

当社といたしましては、利益水準等を勘案しつつ、当期の期末配当を1株につき普通配当13円50銭（中間配当を加えますと通期では1株につき26円）とすることを第155回定時株主総会でご提案申しあげます。

当社グループは中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」で掲げる基本方針、「最先端テクノロジーと人間力を融合した、「YASDA Value」で多様化する社会とお客様ニーズに応える。」に基づき、現在の事業環境に適応していくとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、引き続き大きな変化が予想される物流業界の中で成長を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月



代表取締役社長

藤井 信行

Logistics, Progress, Borderless.

YASDA

証券コード 9324
2023年6月7日

株主各位

東京都港区芝浦三丁目1番1号

安田倉庫株式会社

代表取締役社長 藤井 信行

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/133/Default.aspx>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（安田倉庫）または証券コード（9324）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、議決権の行使につきましては、インターネット等又は書面によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次ページに記載の「議決権行使のご案内」に従って2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 <ol style="list-style-type: none">第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 <ol style="list-style-type: none">第1号議案 第155期剰余金処分の件第2号議案 取締役8名選任の件第3号議案 監査役4名選任の件第4号議案 補欠監査役1名選任の件第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |

以 上

議決権行使のご案内

議決権は、次の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

場所 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

■書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を除いております。

■監査役及び会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しています。

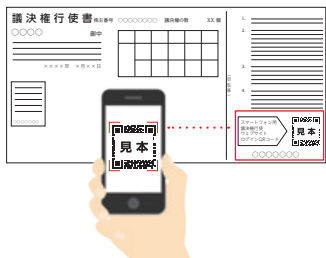
■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、左記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



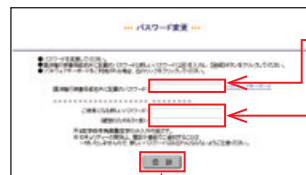
「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※インターネット等と書面による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※パスワード（株主の皆様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

※インターネット接続に係る費用は株主の皆様のご負担となります。

※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間 年末年始を除く9:00～21:00）

<ご参考> 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案

第155期剰余金処分の件

第155期の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円50銭といたします。
なお、この場合の配当総額は392,910,993円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日といたします。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,600,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,600,000,000円

第2号議案

取締役8名選任の件


取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	ふじ い のぶ ゆき 藤井 信行 (男性) 再任	代表取締役社長執行役員
2	お がわ かず なり 小川 一成 (男性) 再任	取締役常務執行役員
3	む とう ひろ ゆき 武藤 博幸 (男性) 再任	取締役常務執行役員
4	まつ い ただし 松井 正 (男性) 再任	取締役常務執行役員営業企画部長
5	い ふく まさ ひろ 井福 正博 (男性) 再任 独立 社外	取締役
6	そ ね ひろ ずみ 曾禰 寛純 (男性) 再任 独立 社外	取締役
7	さか もと もり お 坂本 森男 (男性) 再任 独立 社外	取締役
8	しゅう どう はる こ 周藤 晴子 (女性) 新任 独立 社外	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 <p>ふじ い のぶ ゆき 藤 井 信 行 (1959年3月10日生)</p> <p>再任</p>	<p>1982年 4 月 株式会社富士銀行入行 2009年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2011年 4 月 同行常務執行役員 2012年 4 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2014年 4 月 同行専務取締役 2016年 4 月 同行取締役副頭取 2017年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事兼 株式会社みずほ銀行理事 2017年 5 月 当社顧問 2017年 6 月 取締役副社長 2018年 6 月 代表取締役社長 2020年 6 月 代表取締役社長執行役員（現任）</p>	49,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 大手金融機関の企業経営及び当社の各事業において豊富な経験と実績を有しています。2018年より代表取締役社長として当社の経営を担ってきました。これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			
2	 <p>お がわ かず なり 小 川 一 成 (1962年8月7日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年 4 月 当社入社 2005年 7 月 芝浦営業所長 2011年 7 月 業務部長 2014年 6 月 取締役 2018年 6 月 常務取締役 2020年 6 月 取締役常務執行役員（現任）</p> <p>現在の担当 戦略企画部、物流推進部、営業第三部、国際営業部、不動産事業部</p>	26,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業所長、業務部長及び経理部担当役員を歴任し、現在は戦略企画部・物流推進部・営業部・不動産事業部を統括するなど、主として、当社の国内物流事業及び財務・経営企画・不動産部門において豊富な経験と実績を有しています。これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	 <p>むとうひろゆき 武藤博幸 (1963年12月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>1986年 4月 当社入社 2005年 4月 大黒流通センター所長 2009年 6月 営業開発部長 2013年 6月 取締役 2020年 6月 常務執行役員 2022年 6月 取締役常務執行役員（現任）</p> <p>現在の担当 海外・国際推進部、海外拠点営業担当</p> <p>重要な兼職の状況 芙蓉エアカーゴ株式会社代表取締役社長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長 安田物流（上海）有限公司董事長</p>	17,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業所長、営業開発部長を歴任し、現在は当社海外グループ会社の経営及び海外拠点営業の統括に携わるなど、主として、当社の国内物流事業及び国際物流事業において豊富な経験と実績を有しています。これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	 <p>まついただし 松井正 (1964年5月21日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2004年 4月 厚木営業所長 2014年 4月 メディカル物流ユニット長 2014年 6月 取締役 2019年 4月 取締役営業企画部長 2020年 6月 常務執行役員営業企画部長 2022年 6月 取締役常務執行役員営業企画部長（現任）</p> <p>現在の担当 情報システム部、営業企画部、ITキittingユニット、 運送ネットワーク担当</p>	14,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業所長、メディカル物流ユニット長を歴任し、現在は取締役常務執行役員営業企画部長として、情報システム部・営業企画部・DX事業推進室・ITキittingユニットを担当し、運送ネットワークを統括するなど、主として、当社の国内物流事業及びITテクノロジー・DX分野において豊富な経験と実績を有しています。これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
5	 <p>井 福 正 博 (1958年6月9日生)</p> <p>再任 独立役員</p> <p>社外取締役</p>	<p>1981年 4 月 安田生命保険相互会社入社 2003年10月 同社高知支社長 2004年 1 月 明治安田生命保険相互会社高知支社長 2011年 7 月 同社執行役 2013年 7 月 同社常務執行役 2015年 4 月 同社専務執行役 2016年 4 月 同社執行役副社長 2016年 7 月 同社取締役執行役副社長 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2020年 4 月 明治安田生命保険相互会社取締役 2020年 7 月 明治安田損害保険株式会社代表取締役会長 2023年 4 月 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 代表取締役会長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 明治安田収納ビジネスサービス株式会社代表取締役会長</p>	6,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大手生命保険会社等において企業経営に携わり、コンプライアンス・リスク管理や人事・人材開発に関する高い知見を有しておられます。企業経営全般、ならびにリスク管理等に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	 <p>そねひろずみ 曾 禰 寛 純 (1955年1月16日生)</p> <p>再任 独立役員</p> <p>社外取締役</p>	<p>1979年4月 山武ハネウエル株式会社（現アズビル株式会社）入社 1996年4月 同社工業システム事業部システム開発統括部 システムマーケティング部長 1998年10月 山武産業システム株式会社移籍 同社マーケティング部長 2000年6月 同社取締役マーケティング部長 2003年4月 株式会社山武（現アズビル株式会社）執行理事 アドバンスオートメーションカンパニー エンジニアリング本部長 2005年4月 同社執行役員経営企画部長 2008年4月 同社執行役員常務経営企画部長 2010年6月 同社取締役執行役員常務 2012年4月 アズビル株式会社代表取締役社長執行役員社長 2020年4月 同社代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長 2020年6月 同社代表取締役会長 執行役員会長 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2022年6月 アズビル株式会社取締役会長、取締役会議長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 アズビル株式会社取締役会長、取締役会議長</p>	2,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 グローバルに展開する計測・制御、自動化機器大手メーカーの代表取締役社長・会長を歴任し、企業経営の戦略計画やリスク管理に関する高い知見を有しておられます。企業経営全般、ならびにITテクノロジー・DX等に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	 <p>さか もと もり お 坂本森男 (1955年1月20日生)</p> <p>再任 独立役員</p> <p>社外取締役</p>	<p>1979年 4月 自治省入省 1999年 7月 郵政省電気通信局電波部基幹通信課長 2000年 4月 自治省消防庁予防課長 2001年 5月 内閣府内閣官房参事官 (総理官邸参事官室参事官) 2003年 8月 総務省大臣官房参事官 (総務課担当) 2004年 1月 同省自治財政局交付税課長 2005年 1月 同省大臣官房参事官 (秘書課担当) 2006年 1月 同省自治行政局行政課長 2007年 4月 内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長 2008年 7月 厚生労働省官房審議官 (社会、障害保健福祉、老健担当) 2009年 7月 千葉県副知事 2013年 7月 総務省自治大学校長 2014年 7月 同省消防庁長官 2018年 6月 一般財団法人全国市町村振興協会理事長 (現任) 2021年 6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 一般財団法人全国市町村振興協会理事長</p>	2,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 消防庁長官、千葉県副知事を歴任し、自然災害対応等に関する豊富な経験と、気象予報士としての知見を有しておられます。リスク管理等に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	 <p>しゅう どう はる こ 周 藤 晴 子 (1965年12月20日生)</p> <p>新任 独立役員 社外取締役</p>	<p>1989年 4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 2003年 4月 同社財務部課長 2008年 6月 同社横浜支社総務部担当部長 2010年 6月 同社事業創造本部付株式会社NRE大增（現株式会社JR東日本クロスステーション）代表取締役社長 2012年 6月 同社事業創造本部部長 2014年 6月 同社財務部長 2016年 6月 同社執行役員財務部長 2018年 6月 株式会社日本レストランエンタプライズ（現株式会社JR東日本クロスステーション）専務取締役 2021年 4月 株式会社JR東日本マネジメントサービス専務取締役 2022年 6月 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社JR東日本マネジメントサービス代表取締役社長</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大手鉄道会社の執行役員財務部長、同社グループ会社の代表取締役社長を歴任し、財務・会計や企業経営に関する高い知見を有しておられます。財務・会計、ならびに企業経営全般等に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 候補者周藤晴子氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 井福正博氏は、明治安田損害保険株式会社の元代表取締役会長であり、現在は明治安田収納ビジネスサービス株式会社代表取締役会長を兼務しておりますが、当社と両社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏は、明治安田生命保険相互会社の元取締役であり、当社は同社との間で、資金借入などの取引がありますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような関係はありません。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 井福正博、曾禰寛純、坂本森男、周藤晴子各氏は、社外取締役候補者であります。
5. 井福正博、曾禰寛純、坂本森男各氏は、現在当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって井福正博氏が5年、曾禰寛純、坂本森男各氏が2年となります。
6. 当社は井福正博、曾禰寛純、坂本森男各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、周藤晴子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等が業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。その他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようするため、公序良俗に反する行為に起因して生じた損害については填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は社外取締役候補者である井福正博、曾禰寛純、坂本森男各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、周藤晴子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し届け出る予定であります。
9. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、安田倉庫役員持株会にて保有する株式数は含んでおりません。
10. 曾禰寛純氏は、2023年6月27日開催予定のみずほリース株式会社の第54回定時株主総会において、同社の社外取締役に選任される予定です。

ご参考 <取締役候補者のスキル・マトリックス>

当社の経営戦略に照らし、必要と考える取締役のスキルを①企業経営②グローバル③物流・不動産④ITテクノロジー・DX⑤法務・コンプライアンス・リスク管理⑥人事・人材開発⑦財務・会計に関するスキルと定義しております。

当社の求めるスキルを持つ取締役候補者を適切に選任しており、その一覧は下表のとおりです。

氏名	第2号議案が承認されたのちの役位（予定）	性別	スキル						
			企業経営	グローバル	物流・不動産	ITテクノロジー・DX	法務・コンプライアンス・リスク管理	人事・人材開発	財務・会計
藤井 信行	代表取締役社長執行役員	男性	○	○			○	○	○
小川 一成	取締役常務執行役員	男性			○		○	○	○
武藤 博幸	取締役常務執行役員	男性		○	○				
松井 正	取締役常務執行役員	男性			○	○			
井福 正博	社外取締役	男性	○				○	○	○
曾禰 寛純	社外取締役	男性	○	○		○	○		
坂本 森男	社外取締役	男性					○	○	○
周藤 晴子	社外取締役	女性	○				○		○

(注) 本表は、各取締役の有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 さぎや てるお 鷺谷 輝雄 (1961年10月10日生) 再任	1985年 4月 当社入社 2007年 7月 経理部長 2011年 6月 国際輸送センター所長 2012年 6月 取締役 2017年 6月 常務取締役 2019年 4月 常務取締役メディカル物流ユニット長 2020年 6月 取締役常務執行役員メディカル物流ユニット長 2022年 4月 取締役 2022年 6月 常勤監査役（現任）	19,700株
【監査役候補者とした理由】 経理部長、営業所長、営業担当役員等を歴任し、当社全般に関する豊富な経験と実績を有しています。これらの経験を活かした視点からの監査により、監督機能が強化されることを期待し、引き続き監査役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
2	 <p data-bbox="220 450 427 523"> <small>ふじ わら かず お</small> 藤原和雄 (1961年5月11日生) </p> <p data-bbox="198 533 322 568">再任</p>	<p data-bbox="485 208 833 368"> 1980年 4 月 当社入社 2011年 6 月 経理部長 2017年 7 月 総務人事部長 2020年 6 月 執行役員人事部長 2021年 6 月 常勤監査役 (現任) </p>	11,100株
<p data-bbox="198 606 465 632">【監査役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="198 641 1362 731"> 経理部長、執行役員人事部長等を歴任し、主として財務・会計において豊富な経験と実績を有しています。これらの経験を活かした視点からの監査により、監督機能が強化されることを期待し、引き続き監査役候補者といたしました。 </p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
3	 <p data-bbox="269 450 474 523"> <small>ふじもと さとし</small> 藤 本 聡 (1957年7月28日生) </p> <p data-bbox="243 530 367 613"> 再 任 独立役員 社外監査役 </p>	<p>1980年 4 月 株式会社富士銀行入行</p> <p>2008年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員</p> <p>2010年 4 月 同行常務執行役員</p> <p>2012年 3 月 東京建物株式会社常務取締役</p> <p>2013年 3 月 株式会社みずほコーポレート銀行理事</p> <p>2013年 6 月 シャープ株式会社取締役常務執行役員</p> <p>2015年 6 月 芙蓉オートリース株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2015年 8 月 ファーストコーポレーション株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2017年 6 月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2017年 6 月 株式会社中村屋社外監査役</p> <p>2022年 6 月 株式会社中村屋社外取締役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>芙蓉オートリース株式会社社外監査役</p> <p>ファーストコーポレーション株式会社社外取締役</p> <p>株式会社中村屋社外取締役</p>	7,200株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>大手金融機関の常務執行役員等を歴任し、財務・会計や企業経営に関する高い知見を有しておられます。これらを当社の監査業務に反映していただくことを期待し、引き続き社外監査役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	 <p>うめもと たけふみ 梅本 武文 (1965年2月4日生)</p> <p>再任 独立役員</p> <p>社外監査役</p>	<p>1988年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 1988年 4月 株式会社損害保険ジャパン自動車業務部長 2013年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 2016年 4月 保険金サービス企画部長 2017年 4月 セゾン自動車火災保険株式会社代表取締役社長 2020年 4月 損害保険ジャパン株式会社常務執行役員北海道本部長 兼 東北本部長 2021年 6月 当社社外監査役 (現任) 2021年 6月 公益財団法人SOMPO美術財団専務理事 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 公益財団法人SOMPO美術財団専務理事</p>	2,000株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>大手損害保険会社の常務執行役員等を歴任し、企業経営、財務・会計及びリスク管理に関する高い知見を有しておられます。これらを当社の監査業務に反映していただくことを期待し、引き続き社外監査役候補者としていただきます。</p>			

- (注) 1. 候補者梅本武文氏は、損害保険ジャパン株式会社の元常務執行役員北海道本部長兼東北本部長であり、当社は同社との間で、資金借入などの取引がありますが、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような関係はありません。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 藤本聡、梅本武文各氏は、社外監査役候補者であります。
4. 藤本聡、梅本武文各氏は、現在当社の社外監査役であります。各氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会最終の時をもって藤本聡氏が6年、梅本武文氏が2年となります。
5. 当社は藤本聡、梅本武文各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等が業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。この他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為に起因して生じた損害については填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は社外監査役候補者である藤本聡、梅本武文各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、安田倉庫役員持株会にて保有する株式数は含んでおりません。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
よしだ こうじ 吉田 宏二 (1970年5月20日生)	1993年 4月 株式会社中央倉庫入社 2012年 4月 同社総務課長 2014年 8月 同社経理課長 2018年 7月 同社管理部長 2020年 4月 同社執行役員総務部長 2023年 4月 同社上席執行役員企画管理本部副本部長 (現任) 重要な兼職の状況 株式会社中央倉庫上席執行役員企画管理本部副本部長	0株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 株式会社中央倉庫上席執行役員企画管理本部副本部長として、管理部門における豊富な経験と高い見識を有しておられます。これらを当社の監査業務に反映していただくことを期待し、補欠の監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者吉田宏二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉田宏二氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、吉田宏二氏が監査役に就任された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等が業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。この他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為に起因して生じた損害については填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 吉田宏二氏は、2023年6月23日開催予定の株式会社中央倉庫の第143回定時株主総会において、同社の取締役上席執行役員企画管理本部副本部長に選任される予定です。

当社は、2008年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」という）を定めるとともに、同年6月26日開催の当社第140回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2020年6月26日開催の当社第152回定時株主総会等における株主の皆様のご承認に基づき、手続きの明確化その他文言の整理等による一部改定のうえでこれを継続いたしました（改定後の対応策を以下、「現対応策」という）。現対応策の有効期間は、2023年6月28日開催予定の当社第155回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）の終結の時までとされています。

この現対応策の有効期間満了に先立ち、当社は、2023年5月8日開催の取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現対応策の内容を一部改定したうえで、継続すること（以下、「本継続」という）を決議いたしましたので、本継続につきまして、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本継続に伴い、株主共同の利益の確保・向上の観点から、以下のとおり対抗措置発動の是非に関して株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、株主総会で株主の皆様の意思を確認するものとするほか、形式的な語句の修正や文言等を変更しております。

- ・独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様を確認するものとします。

記

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大量買付等を行う動きもありますが、当社は、このような株式の大量買付等であっても、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付等の買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意

思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者からより有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が事業の核とする物流事業および不動産事業は、公共性の高い業種であり、その社会的使命に基づき中長期的視点から計画的に設備投資を実施することが求められ、また、投下資本の回収には相当の長期間を必要とする特徴があります。永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績に基づき、当社の企業価値を確保・向上させるためには、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在が必要不可欠です。

当社株式の大量買付等を行う者（以下、「買収者」という）が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付等の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者に関する情報も把握した上で、当該大量買付等が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付等が強行される場合には、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉および本基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、発展・成長していくための基本的な考え方として「企業理念」を「信頼・創造・挑戦」と制定し、企業理念を具現化するものとして、「経営理念」を「健全な企業活動を通じ、お客様、株主、従業員、地域社会の期待

に「応え豊かさと夢を実現する。」と明文化しております。これらを企業活動の基軸として物流事業および不動産事業を展開し、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績にあります。具体的には、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在であります。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記1. のとおり、倉庫業を基盤とする物流事業と、東京・横浜での不動産賃貸業を核とする不動産事業を中心に、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

また、2030年のあるべき姿としての「長期ビジョン2030」を実現するための計画として、2022年度から2024年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」を2022年2月に策定しております。

具体的には、「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」においては、「最先端テクノロジーと人間力を融合した、「YASDA Value」で多様化する社会とお客様ニーズに応える。」を基本方針に掲げ、「付加価値の高いサービスの提供に向けたソリューションの強化とネットワークの拡充」、「保有不動産の維持管理と価値向上施策を通じた事業拡大」、「YASDA Value」に磨きをかけるための経営インフラの高度化」を基本戦略としております。当社は、「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

(3) コーポレート・ガバナンス強化の取組み

当社は、経営理念に基づき、企業としての社会的責務を果たすためにはコーポレート・ガバナンスの確立が経営の最も重要な課題のひとつであると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に向けた施策を実施しております。その取組みの一環として、取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬に係る独立性・客観性と説明責任を強化しております。2020年6月より、執行役員制度を導入するとともに、取締役会の構成を見直し独立社外取締役の比率を高め、監督機能と業務執行機能の区分を明確化することにより、経営機能と執行機能の双方を強化し経営の効率化と意思決定の迅速化を図っております。また同年、株式報酬制度を導入し、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクも株主の皆

様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めております。なお、2021年6月からは3分の1以上（本日現在、取締役7名の内、独立社外取締役3名）の独立社外取締役を選任しておりますが、本定時株主総会においては半数（取締役8名の内、独立社外取締役4名）の独立社外取締役を選任する議案を提出する予定であり、今後とも取締役会の責務を適切に果たすべく機能強化に取り組むとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの向上に努めてまいります。

3. 本基本方針に照らして不適切な者により当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年6月26日開催の第140回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2020年6月26日開催の当社第152回定時株主総会等における株主の皆様のご承認を得てこれを継続しております。現対応策の有効期間は、2023年6月28日開催の第155回定時株主総会終結の時までとなっております。今般、現対応策の有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、以下の内容（以下、「本プラン」という）にて、現対応策の継続を本定時株主総会に上程する予定です。

(1) 本プランの導入の目的

当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(2) 以下に定めるところに基づいた具体的な対応策の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する大量買付等を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式の交付と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他当社取締役会が適切と認める対抗措置（以下、「新株予約権の無償割当て等」という）を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）とします。

(2) 本プランについて

(a) 本プランの概要

当社は、下記 (b) に定める買付等（以下、「大量買付行為」という）を行う者または提案する者（以下、「大量買付者」という）に対し、下記 (c) 以下に定める手続（以下、「大量買付ルール」という）に従って当社株式の買付等を実施することを求めることにより、当該買付等についての情報の提供を受け、これを当社取締役会および下記 (d) の独立委員会が検討するために必要な時間を確保します。

その検討の結果、下記 (e) ①のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件などを内容とする新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を、その時点の当社以外の株主に対し

て新株予約権無償割当ての方法により割当てることその他当社取締役会が適切と認める措置をとることができるものとし、

(b) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 大量買付ルール

①意向表明書の提出

まず、大量買付者は、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を日本語で提出することとします。

意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示することとします。

②情報提供

次に、大量買付者は、当社取締役会に対して、以下に定めるとおり、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」という）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供することとします。

(i) 情報提供の方法

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報のリストを当該大量買付者に交付します。大量買付者は、当社取締役会が指定する期限内に当社取締役会宛に当該リストに従って大量買付情報を提出することとします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分と考えられる場合に、当社取締役会は、大量買付者に対し、最初の情報提供を書面にて受領した日の翌日から60日以内に、適宜回答期限を定め、大量買付情報を追加

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定める保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下②において同じ。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者は、当該回答期限までに大量買付情報を追加的に提出することとします。

当社取締役会は、大量買付行為の提案および大量買付情報の提供が完了した事実を速やかに開示します。また、当社株主の皆様の合理的な判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、当社取締役会に提供された大量買付情報の全部または一部を開示します。

(ii) 情報提供の内容

大量買付者に提供していただく情報は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、その主な項目は以下のとおりとします。

(A) 大量買付者グループの詳細

大量買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者その他の構成員を含み、複数人または複数社含まれる場合はそのすべてを意味し、以下「大量買付者グループ」という）の名称、資本構成、主要出資者（組合員その他の構成員を含む）の名称、その経歴、沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営に参与したことがあり、または実際に営むときはその関与等の態様、その決算情報、セグメント情報など

(B) 大量買付行為の目的、方法および内容

大量買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性など

(C) 大量買付行為実行の資金の調達方法

大量買付行為に必要な資金の総額および資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名または名称、関連する取引の内容）など

(D) 買付価格の算定根拠

算定方法、算定の前提事実、および算定に用いた数値に関する情報など

(E) 大量買付行為完了後の経営方針、事業計画

大量買付行為完了後における当社および当社グループの経営方針、事業計画（業種・業態転換の可能性の有無を含む）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、並びにこれらの計画実現の可能性とリスクの有無など

(F) 利害関係者の処遇方針

大量買付行為完了後における当社の従業員、取引先、お客様、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

(G) その他、当社取締役会または後記（d）記載の独立委員会が合理的に必要と判断する情報

③取締役会および独立委員会による評価

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後（大量買付情報の追加がなされた

場合には追加の提供が完了した後をいう)、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」という）として以下の期間が与えられるものとし、評価期間が満了するまで大量買付行為を開始することはできないものとします。

(A) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間

(B) その他の大量買付行為の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

但し、評価期間の終了までに、後記（d）記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告をなし得ず、合理的な範囲内において評価期間を延長する（延長期間は最大30日とする）旨の勧告を行ったときは、当社取締役会は、評価期間を延長する理由、延長期間等を開示のうえ、評価期間を延長するものとします。

(d) 独立委員会

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置しています。独立委員会に係る規程の概要につきましては、別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照下さい。

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、または大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報および関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえで、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非、株主の意思の確認の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動、株主の意思の確認の是非等について決議し、その内容を開示するものとします。

(e) 対抗措置の発動の条件とその内容等

①発動の条件

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合は、原則として当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要とときであるとして対抗措置の発動を決議するものとします。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しないものとします。但し、大量

買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」であるとして独立委員会により対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社は、下記②に記載の発動の判断に従い当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときは、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

独立委員会は、大量買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」ではないと判断した場合は、その旨と対抗措置を発動すべきではない旨の勧告を行います。但し、独立委員会は、一旦対抗措置を発動すべきではない旨の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による買付等が発動の条件に該当すると判断し、対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置を発動すべき旨の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、取締役会および独立委員会は、大量買付者の買付行為が下記のいずれかの類型に該当する場合には、「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」に該当するものと判断します。

(A) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ・株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者やそのグループの利益を実現する経営を行うような行為
- ・当社の資産を大量買付者やそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をもって高値で売り抜ける行為

(B) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等により株式の買付を行うことをいう）等の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

②発動の判断

当社取締役会は、独立委員会を招集し、大量買付情報およびこれに関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、当社取締役会から開示された大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等並びに独自に収集した情報を検討し、対抗措置の発動の是非、株主の意思の確認の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性および合理性を担保するために大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非を検討します。また、独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主

総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。また、上記の場合にかかわらず、当社取締役会が株主意思を直接確認することが適切と判断したときには、当社取締役会は、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとしたします。

以上により、当社取締役会が対抗措置の発動が相当であると判断する場合は、後記③の新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。

③対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択します。当社取締役会が、具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」のとおりです。

④発動の中止

当社取締役会により対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または当該対抗措置の発動を決定する判断の前提となった事実関係に変動が生じ、独立委員会が前記①のいずれの類型にも該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないと判断し、その旨の勧告を行った場合は、取締役会は対抗措置の発動の中止（対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その発行の中止または無償取得をいいます）を判断することとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、2023年6月28日開催の第155回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までその効力を有するものとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会にて選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします（なお、当社は取締役の任期を1年としているため、速やかに変更または廃止することが可能となっております）。また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令は、2023年5月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本プランの条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(4) 株主の皆様への影響

(a) 本プラン導入時に株主の皆様にご与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の無償割当て等自体を行わないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当ての実行時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、これに係る決議において、別途定める割当て基準日における株主の皆様に対し、取締役会が新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める割当て基準日における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において別途定める数の本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、その行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式は希釈化されることとなります。

但し、当社は、当社取締役会の決定により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化が生じることはなく、影響はありません。

なお、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該確定の後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(c) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

① 新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当ての割当て基準日を公告します。割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割当てられます。

このように、割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、表明保証内容に誤りがあった場合の本新株予約権の取扱い等についての補償条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当てに関する決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

③本新株予約権の取得の手続

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、上記②にかかわらず、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者グループに属する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

④手続の詳細についての公表等

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、その内容をご確認下さい。

4. 本プランが本基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために当該大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2023年6月28日開催の第155回定時株主総会における株主の皆様によるご承認をもって継続することとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランには有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、これを継続するか否かを株主の皆様にご判断いただくこととなります。さらに、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主の皆様のご意思に基づくものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、企業価値評価の専門家等を含む）のアドバイスまたは意見を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

また、独立委員会の判断概要について情報開示することにより、当社の企業価値および株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。なお、本プランの継続が本定時株主総会において承認された場合、増井喜一郎氏、荒井勉氏、渡辺研司氏の3名が就任する予定です。その略歴については、別紙4「当独立委員会の委員の氏名・略歴」をご参照下さい。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任さ

れた取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会においてその廃止を決議することにより本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果もありません。

以 上

※第5号議案に関連する資料として、別紙1～4をご参照ください。

当社株式の状況 (2023年3月31日)

1. 発行可能株式総数 118,500,000株
2. 発行済株式の総数 30,360,000株 (自己株式1,255,482株を含む)
3. 株主数 20,596名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
損害保険ジャパン株式会社	2,045	7.03
明治安田生命保険相互会社	1,604	5.51
東京建物株式会社	1,603	5.51
株式会社みずほ銀行	1,253	4.31
大成建設株式会社	1,252	4.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,169	4.02
東京海上日動火災保険株式会社	1,122	3.86
安田不動産株式会社	1,020	3.51
株式会社中央倉庫	982	3.37
ヒューリック株式会社	963	3.31

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,255,482株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。自己株式には「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式140,400株は含まれておりません。
2. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外取締役、(2) 当社の社外監査役、または (3) 社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途善管注意義務条項等を含む当社が指定する契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。
5. 独立委員会の委員は、本プランが適正に運用されるよう大量買付者からの提案内容、提供情報等を検討し、その結果に基づき取締役会に対し対抗措置の発動の是非、株主の意思の確認の是非等につき勧告する。
6. 独立委員会は、対抗措置の発動の是非および株主の意思の確認の是非に関する勧告のほか、以下の職務を行う。
 - (1) 大量買付者の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報とその回答期限の決定
 - (3) 評価期間の延長の勧告
 - (4) 大量買付者との交渉・協議の勧告
 - (5) 取締役会に対する代替案の提供の要求・代替案の検討の勧告
 - (6) 本プランの廃止または変更の承認
 - (7) その他当社取締役会から諮問された事項
7. 独立委員会は、必要に応じて公認会計士、弁護士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家等の助言を得ることができるものとし、取締役会に対し検討に要する諸費用の支払いを請求できるものとする。
8. 独立委員会の各委員は、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から職務を行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
9. 当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動、株主の意思の確認の是非等につき会社の機関としての決議を行う。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という）において別途定める基準日（以下、「割当て基準日」という）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

2. 割当て対象株主

割当て基準日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、所要の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記②に定義される）に対象株式数を乗じた価額とする。
- ②新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下、「行使価額」という）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

5. 新株予約権の行使条件

(i) 大量買付者、(ii) 大量買付者のグループに属する者は、新株予約権を行使することができない。その他の詳細については、新株予約権無償割当て決議にて別途定めるものとする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 当社による新株予約権の取得条項等

- ①当社は、新株予約権無償割当ての効力発生日から行使期間の初日の前日までの間、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が別に定める日において、当該日の前営業日の時点で未行使であり、かつ上記5. の行使条件により新株予約権の行使をすることができる者が保有する新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することを内容とする取得条項、行使期間、その他の必要な事項について、新株予約権無償割当て決議にて別途定める。

以 上

当独立委員会の委員の氏名・略歴

増井 喜一郎 (ますい きいちろう)

1950年生まれ

1973年 大蔵省入省

2000年 大蔵省近畿財務局長

2003年 金融庁総務企画局長

2005年 日本証券業協会専務理事

2006年 日本証券業協会副会長・専務理事

2008年 日本証券業協会副会長

2012年 株式会社東京証券会館取締役

2013年 日本投資者保護基金理事長

2014年 公益財団法人日本証券経済研究所理事長 (現任)

2016年 株式会社日本格付研究所社外取締役 (現任)

2017年 平和不動産株式会社社外取締役 (現任)

2022年 アイザワ証券グループ株式会社社外取締役 (現任)

荒井 勉 (あらい つとむ)

1952年生まれ

1977年 裁判官任官 京都地方裁判所判事補

1989年 東京地方裁判所判事

1991年 青森地方・家庭裁判所八戸支部長

1994年 裁判所書記官研修所上席教官

1998年 東京地方裁判所部総括判事

2000年 司法研修所教官 (民裁)

2002年 司法研修所事務局長

2005年 東京地方裁判所部総括判事

2008年 東京地方裁判所民事部所長代行

2011年 宇都宮地方裁判所所長

2012年 さいたま地方裁判所所長

2013年 東京高等裁判所部総括判事

2014年 東京地方裁判所所長

2015年 福岡高等裁判所所長官

2017年 公害等調整委員会委員長

2022年 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所 (現任)

渡辺 研司 (わたなべ けんじ)

1961年生まれ

1986年 株式会社富士銀行入行

1997年 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社マネージャー

2001年 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社ディレクター

2002年 PwCコンサルティング株式会社ディレクター

2003年 長岡技術科学大学工学部経営情報系准教授

2010年 名古屋工業大学大学院社会工学専攻教授 (現任)

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や個人消費に持ち直しの動きがみられ、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による景気後退懸念など、先行きは不透明な状況が続いています。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫物流業界では国内貨物・輸出入貨物ともに荷動きに回復の兆しは見られるものの、エネルギー・原材料価格高騰の影響や労働力不足への対応など予断を許さない状況であり、また、不動産業界では都市部におけるオフィスビルの空室率は高い水準が続いており、引き続き厳しい状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、2030年のあるべき姿としての「長期ビジョン2030」と、長期ビジョンを実現するための計画として中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」を策定し、事業体制の構築と更なる成長を目指してまいりました。物流事業においては、付加価値の高いサービスの提供に向けたソリューションの強化とネットワークの拡充により取引の拡大や物流施設の増強など事業基盤の強化を推し進め、また、不動産事業においては、保有不動産の維持管理と価値向上施策を通じ、稼働率の維持・向上や保有不動産の再開発促進に努め、事業拡大を推進してきました。

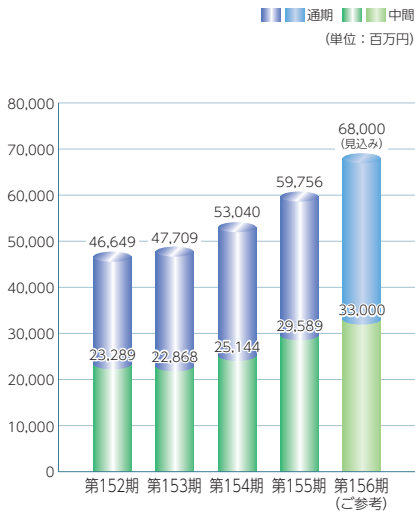
当連結会計年度における当社グループの業績は、不動産事業が減収となった一方、物流事業が増収となったことにより、営業収益は、前年同期比6,716百万円増（12.7%増）の59,756百万円となりました。また、各種営業原価や販管費の増加などにより、営業利益は、前年同期比375百万円減（12.9%減）の2,534百万円、経常利益は、前年同期比261百万円減（6.5%減）の3,776百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比627百万円減（21.8%減）の2,245百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

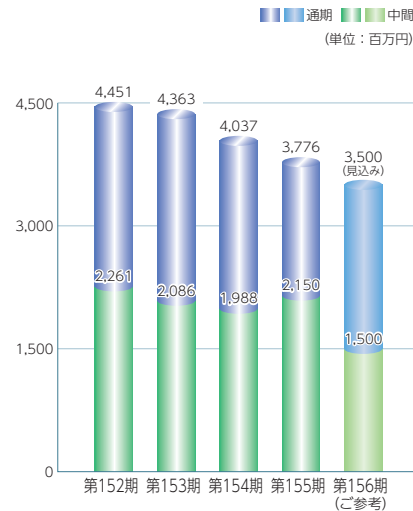
物流事業では、新規取引の開始や既存顧客の取引拡大、輸配送ネットワークの拡充、海上運賃の高騰や航空輸送の増加などにより倉庫保管料、作業料、陸運料及び国際貨物取扱料で増収となった一方、燃料費や光熱費の高騰など営業原価の増加により減益となりました。その結果、物流事業の営業収益は前年同期比6,931百万円増（14.8%増）の53,784百万円、セグメント利益は前年同期比240百万円減（7.5%減）の2,958百万円となりました。

不動産事業では、既存施設の稼働率維持により不動産賃貸料は堅調に推移したものの、前年同期に計上した大規模な施工工事の影響により営業収益は前年同期比253百万円減（3.7%減）の6,525百万円、セグメント利益は前年同期比34百万円減（1.6%減）の2,062百万円となりました。

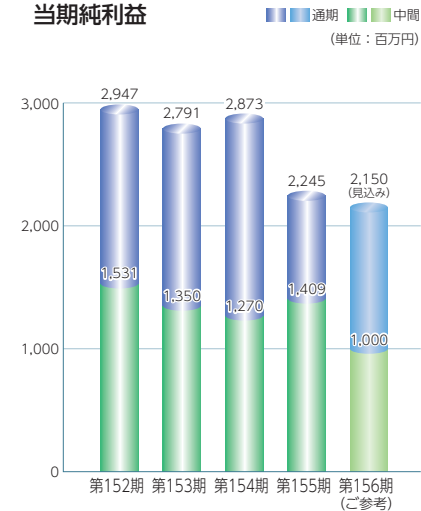
● 営業収益



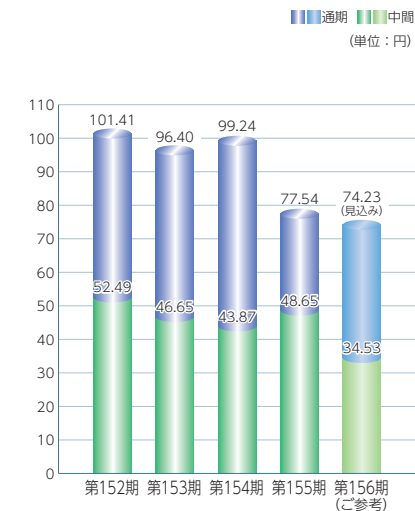
● 経常利益



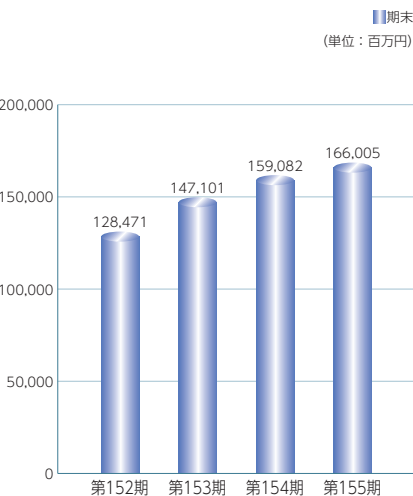
● 親会社株主に帰属する 当期純利益



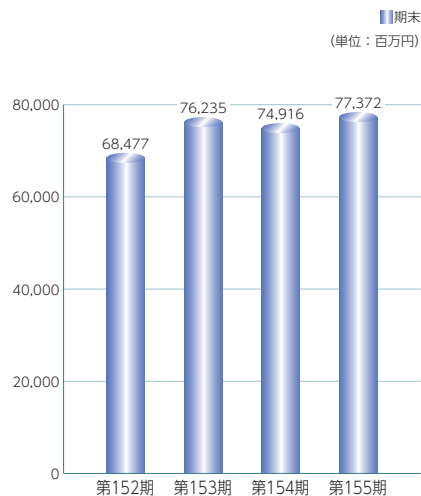
● 1株当たり純利益



● 総資産



● 純資産



- (注) 1. 上記に記載した第156期の業績見込み数値は、2023年5月8日現在で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記見込み数値と異なる場合があります。
2. 当社は、第153期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、当該信託が保有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

企業集団の事業セグメント別営業収益

事業の種類別 セグメントの名称	第154期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		第155期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
物 流 事 業	46,852 百万円	88.3 %	53,784 百万円	90.0 %	6,931 百万円	14.8 %
不 動 産 事 業	6,779	12.8	6,525	10.9	△253	△3.7
調 整 額	△591	△1.1	△552	△0.9	38	△6.4
合 計	53,040	100.0	59,756	100.0	6,716	12.7

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、コロナ禍による経済社会活動への制約が解消され、景気の回復が期待されるものの、海外経済の減速や物価上昇に伴う実質賃金の低下による個人消費の低迷など予断を許さない状況が継続することが予想されます。

このような外部環境ではございますが当社グループでは、事業体制の構築と更なる成長を目指し、2030年のあるべき姿を描いた「長期ビジョン2030」を実現するための計画として2022年度から2024年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」を策定しました。

計画名称である「変わらず、変える。」には、当社グループが今後成長し大きな企業体となっても「YASDA Value」（＝お客様の声に真摯に耳を傾け誠実にお応えする安田倉庫グループで共有する価値）は変わらず大切にしながら、大きく変化する社会環境に柔軟に対応し自らも変化することで社会やお客様に貢献する、という思いが込められています。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては労働力不足等を背景にAI・ロボティクス等新技術の活用が進むとともに、国内外においては新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたワークスタイル・ライフスタイルの変化、多様化に伴い、お客様のニーズに柔軟に対応しうる付加価値の高いサービスの持続的な提供が期待されており、当社グループは中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」で掲げる基本方針、「最先端テクノロジーと人間力を融合した、「YASDA Value」で多様化する社会とお客様ニーズに応える。」に基づき、こうした事業環境に適応していくとともに、引き続き大きな変化が予想される物流業界の中で成長を目指します。

また、この成長戦略を加速させ、お客様へ更に付加価値の高いロジスティクス・サービスを提供するため、ソリューション提案力の強化と最先端テクノロジーやデジタル技術を積極的に活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進してまいります。

「長期ビジョン2030」～次の100年に向けて～

世界に誇れるYASDAブランドと革新的テクノロジーの融合で
全てのステークホルダーの期待を超える企業グループを目指す



「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」基本方針・基本目標・基本戦略

■中期経営計画

変わらず、変える。
YASDA Next Challenge
2024

■基本方針

最先端テクノロジーと人間力を融合した、
「YASDA Value」で多様化する社会とお客様ニーズに応える。

YASDA Value = お客様の声に真摯に耳を傾け誠実にお応えする安田倉庫グループで共有する価値

■基本目標

業績目標
営業収益 650億円
営業利益 40億円
経常利益 48億円
営業利益率 6%

物流 お客様のビジネス環境に合わせた 最適なサービス提供と、 既存の物流の領域に捉われない 新サービスの創造
不動産 保有不動産の再開発による 収益基盤の更なる強化
経営インフラ 社会環境の変化にも 柔軟に対応できる サステナビリティ経営基盤と、 確固たる現場力・人間力の確立

■基本戦略

付加価値の高いサービスの提供に向けたソリューションの強化とネットワークの拡充

- ソリューション提案型営業の深化
- メディカル物流拠点の拡充と体制の強化
- IT機器ライフサイクルマネジメント業務体制の拡充
- EC物流サービスの拡充
- ワークスタイルの変化に適應したオフィスサポートの事業転換
- 国内外の輸配送ネットワーク拡充
- 新しい物流技術・DXの活用による新サービス開発

保有不動産の維持管理と価値向上施策を通じた事業拡大

- 芝浦地区、横浜地区の保有不動産再開発
- お客様ニーズに応じた施設の適切なメンテナンスと機能向上

「YASDA Value」に磨きをかけるための経営インフラの高度化

- 多様な人材活用と専門人材育成
- 働きやすい環境の更なる整備
- DXの基盤としての情報システム高度化
- グループ連携の強化
- ステークホルダーの持続可能な発展に貢献するサステナビリティの取組み推進
- コンプライアンス、リスク管理の徹底とガバナンス強化
- サービス品質の維持・向上に向けた品質管理体制と現場力強化
- 事業基盤の災害強靱化と防災徹底
- 規律ある財務運営と成長投資の両立
- YASDA Next Challenge (新規事業・新規施策)

サステナビリティへの取り組み

当社グループは、「健全な企業活動を通じて、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさや夢を実現する。」との経営理念に基づき、物流、不動産事業を通じ循環型社会の実現に取り組んでまいりました。当社グループが更なる発展を遂げるためには、これまで以上に地球環境や社会の持続可能性に配慮した経営を行い、「社会に必要とされ続ける企業」を目指さなければならないと考えております。

















このような状況のもと、当社は当社グループ内のサステナビリティを巡る諸課題に対する取り組みの推進機能強化と情報開示を目的として「サステナビリティ推進室」を設置しております。

また、安田倉庫グループとして優先的に取り組むべき重要課題を4つのマテリアリティとして明確化し、マテリアリティに関連する諸課題をESGの側面から整理し、当社の具体的な取り組みをホームページで紹介しております。

特に気候変動への対応は、ステークホルダーの皆様から取り組みへの関心と期待が高まるなか、当社は2022年6月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）」の提言に賛同を表明するとともに、TCFDの提言に基づき、気候変動が当社グループの事業活動に与える影響に関する情報をホームページに開示いたしました。

中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」では、基本目標の一つとして「社会環境の変化にも柔軟に対応できるサステナビリティ経営基盤と、確固たる現場力・人間力の確立」を掲げており、社会の激しい変化の中でサステナビリティを巡る諸課題に柔軟に対応し、自らを変えることで、今後も持続可能で豊かな社会の実現に尽力してまいります。

安田倉庫グループのマテリアリティ

マテリアリティ	特定されたESG課題	関連するSDGs
1 高品質で安全なサービスの提供による最適な社会環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を通じた課題解決 ・責任ある調達 ・品質への取り組み ・地域社会への貢献 	    
2 低炭素・循環型社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への対応 ・廃棄物の発生抑制 	    
3 多様な人材がゆとりと豊かさを体現できる職場の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・ダイバーシティの推進 ・人権の尊重 ・働きやすい職場環境作り ・労働安全衛生 	   
4 企業の社会的責任を深く認識した経営の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンス強化 ・コンプライアンス ・株主・機関投資家との対話 ・大規模災害発生時の対応（BCP） ・情報セキュリティ強化 	 



サステナビリティを巡る諸課題への取り組みは
当社ホームページで紹介しています。

<https://www.yasuda-soko.co.jp/sustainability/tabid/292/Default.aspx>



当社のTCFD提言への取り組みについては
こちらをご覧ください。

<https://www.yasuda-soko.co.jp/sustainability/tabid/297/Default.aspx#TCFD>

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、当社グループが行った設備投資の総額（無形固定資産を含む）は、6,058百万円となりました。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

<当社>

物 流 事 業：倉庫（埼玉県加須市北大桑）2024年3月竣工予定

鉄骨造、倉庫4階建、延床面積約43,000㎡

(3) 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

4. 資金調達の状況

当社グループは、設備投資及び長期運転資金として金融機関より長期借入金300百万円の調達を行いました。また、短期借入金6,000百万円の調達を行いました。

5. 重要な組織再編等の状況

2023年3月に、当社は、エーザイ物流株式会社（神奈川県厚木市）の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。また、2023年3月に、当社は、当社グループ100%出資の子会社としてPT. JAYA YASUDA INDONESIA（インドネシア ジャカルタ）を設立いたしました。

6. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第152期	第153期	第154期	第155期
	(2019年4月から2020年3月まで)	(2020年4月から2021年3月まで)	(2021年4月から2022年3月まで)	(2022年4月から2023年3月まで)
営 業 収 益 (百万円)	46,649	47,709	53,040	59,756
経 常 利 益 (百万円)	4,451	4,363	4,037	3,776
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,947	2,791	2,873	2,245
1株当たり当期純利益 (円)	101.41	96.40	99.24	77.54
総 資 産 (百万円)	128,471	147,101	159,082	166,005
純 資 産 (百万円)	68,477	76,235	74,916	77,372
1株当たり純資産 (円)	2,355.07	2,622.46	2,575.33	2,658.28

(注) 当社は、第153期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数及び期末の発行済株式総数については、当該信託が保有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第152期	第153期	第154期	第155期
	(2019年4月から2020年3月まで)	(2020年4月から2021年3月まで)	(2021年4月から2022年3月まで)	(2022年4月から2023年3月まで)
営 業 収 益 (百万円)	34,637	33,186	35,561	38,289
経 常 利 益 (百万円)	4,090	3,617	3,371	3,513
当 期 純 利 益 (百万円)	2,763	2,453	2,377	2,472
1株当たり当期純利益 (円)	95.06	84.74	82.11	85.38
総 資 産 (百万円)	121,587	139,430	149,278	155,173
純 資 産 (百万円)	66,774	73,884	71,732	73,962
1株当たり純資産 (円)	2,305.83	2,551.36	2,477.06	2,553.58

(注) 当社は、第153期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数及び期末の発行済株式総数については、当該信託が保有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ヤスダワークス	20	62.5	倉庫荷役業
北海安田倉庫株式会社	100	100.0	倉庫業
安田運輸株式会社	125	100.0	陸運業
芙蓉エアカーゴ株式会社	50	100.0	国際貨物取扱業
日本ビジネスロジスティクス株式会社	50	100.0	物流管理サービス業
安田メディカルロジスティクス株式会社	10	100.0	倉庫荷役・保管管理業
株式会社ワイズ・プラスワン	20	100.0	人材派遣業・業務請負業
大西運輸株式会社	15	100.0	陸運業
オオニシ機工株式会社	10	100.0	一般建設業
南信貨物自動車株式会社	100	100.0	陸運業
株式会社パワード・エル・コム	20	100.0	陸運業
城南運送株式会社	10	100.0	陸運業
ルピナ車輛サービス株式会社	10	100.0	自動車整備業
エーザイ物流株式会社	60	100.0	医薬品物流業
安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司	597万人民币	70.0	国際貨物取扱業
安田物流(上海)有限公司	1億3,400万人民币	100.0	倉庫業
YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.	25億5,000万ベトナム・ドン	99.0	国際貨物取扱業
PT. YASUDA LOGISTICS INDONESIA	100万米ドル	67.0	国際貨物取扱業
PT. JAYA YASUDA INDONESIA	1,410億インドネシア・ルピア	100.0	倉庫業
株式会社安田エステートサービス	20	100.0	ビル管理業

- (注) 1. 2023年3月に、当社は、エーザイ物流株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。
 2. 2023年3月に、当社は、PT. JAYA YASUDA INDONESIAを設立し、連結子会社といたしました。
 3. 株式会社パワード・エル・コム、城南運送株式会社、ルピナ車輛サービス株式会社に対する当社の議決権比率は、当社の子会社である南信貨物自動車株式会社を通じての間接所有分です。また、PT. JAYA YASUDA INDONESIAに対する当社の議決権比率は、当社の子会社である芙蓉エアカーゴ株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。

8. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは当社と連結子会社20社で構成され、物流事業及び不動産事業並びにこれらに関連する業務を一体となって展開しております。

事業内容	主要業務
物流事業	倉庫業、運送事業、利用運送事業、通関業、港湾運送事業
不動産事業	不動産業 (ビル、土地、駐車場等の開発、賃貸、売買、仲介、管理)

9. 企業集団の主要拠点等 (2023年3月31日現在)

(1) 当社の主要な営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区	大 黒 流 通 セ ン タ ー	神 奈 川 県 横 浜 市
芝 浦 営 業 所	東 京 都 港 区	新 山 下 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
平 和 島 営 業 所	東 京 都 大 田 区	東 扇 島 営 業 所	神 奈 川 県 川 崎 市
板 橋 営 業 所	東 京 都 板 橋 区	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 伊 勢 原 市
大 井 営 業 所	東 京 都 大 田 区	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
大 井 埠 頭 営 業 所	東 京 都 大 田 区	茨 木 営 業 所	大 阪 府 茨 木 市
東 雲 営 業 所	東 京 都 江 東 区	九 州 営 業 所	福 岡 県 三 井 郡
八 王 子 営 業 所	東 京 都 昭 島 市	国 際 輸 送 セ ン タ ー	東 京 都 港 区
首都圏文書・情報管理センター	埼 玉 県 加 須 市	メ ディカ ル 物 流 ユ ニ ッ ト	東 京 都 港 区
柏 営 業 所	千 葉 県 柏 市	ITキ ッ ティ ン グ ユ ニ ッ ト	東 京 都 港 区
守 屋 町 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	香 港 駐 在 員 事 務 所	中 国 香 港
本 牧 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベ ト ナ ム ハ ノ イ
大 黒 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市		

(2) 連結子会社等

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
株式会社ヤスダワークス	本社：東 京 都 港 区	株式会社パワード・エル・コム	本社：長 野 県 松 本 市
北海安田倉庫株式会社	本社：北 海 道 札 幌 市	城南運送株式会社	本社：長 野 県 飯 田 市
安田運輸株式会社	本社：神 奈 川 県 横 浜 市	ルピナ車輛サービス株式会社	本社：長 野 県 松 本 市
芙蓉エアカーゴ株式会社	本社：東 京 都 港 区	エーザイ物流株式会社	本社：神 奈 川 県 厚 木 市
日本ビジネス ロジスティクス株式会社	本社：神 奈 川 県 横 浜 市	安田中倉国際貨運代理 (上海) 有限公司	本社：中 国 上 海
安田メディカルロジスティクス株式会社	本社：東 京 都 港 区	安田物流 (上海) 有限公司	本社：中 国 上 海
株式会社ワイズ・プラスワン	本社：神 奈 川 県 横 浜 市	YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.	本社：ベ ト ナ ム ハ ノ イ
大西運輸株式会社	本社：石 川 県 金 沢 市	PT. YASUDA LOGISTICS INDONESIA	本社：イ ン ド ネ シ ア ジャカルタ
オオニシ機工株式会社	本社：石 川 県 金 沢 市	PT. JAYA YASUDA INDONESIA	本社：イ ン ド ネ シ ア ジャカルタ
南信貨物自動車株式会社	本社：長 野 県 松 本 市	株式会社安田エステートサービス	本社：東 京 都 港 区

(注) 1. 2023年3月に、当社は、エーザイ物流株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。

2. 2023年3月に、当社は、PT. JAYA YASUDA INDONESIAを設立し、連結子会社といたしました。

10. 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
物流事業	1,955 (1,205)	108 (△21)
不動産事業	83 (158)	6 (△11)
全社	60 (5)	5 (△1)
合計	2,098 (1,368)	119 (△33)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
466 (119)	13 (4)	39.5	12.8

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

11. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行(注)	21,387
農林中央金庫	7,295
株式会社日本政策投資銀行	4,838
株式会社三井住友銀行	2,218
損害保険ジャパン株式会社	2,215

(注) 借入額には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 118,500,000 株
2. 発行済株式の総数 30,360,000 株（自己株式1,255,482株を含む）
3. 株主数 20,596 名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	2,045	7.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,604	5.51
東 京 建 物 株 式 会 社	1,603	5.51
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,253	4.31
大 成 建 設 株 式 会 社	1,252	4.30
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,169	4.02
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,122	3.86
安 田 不 動 産 株 式 会 社	1,020	3.51
株 式 会 社 中 央 倉 庫	982	3.37
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	963	3.31

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,255,482株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。自己株式には「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式140,400株は含まれておりません。
2. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役 員 区 分	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者 数 (名)
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	5,000	2
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「IV. 2. 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	藤 井 信 行	
取締役常務執行役員	小 川 一 成	戦略企画部、物流推進部、営業第三部、国際営業部、不動産事業部担当
取締役常務執行役員	武 藤 博 幸	海外・国際推進部、海外拠点営業担当 芙蓉エアカーゴ株式会社代表取締役社長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長 安田物流（上海）有限公司董事長
取締役常務執行役員	松 井 正	営業企画部長 情報システム部、営業企画部、ITキッキングユニット、 運送ネットワーク担当
取 締 役	井 福 正 博	明治安田損害保険株式会社代表取締役会長
取 締 役	曾 禰 寛 純	アズビル株式会社取締役会長、取締役会議長
取 締 役	坂 本 森 男	一般財団法人全国市町村振興協会理事長
常 勤 監 査 役	鷲 谷 輝 雄	
常 勤 監 査 役	藤 原 和 雄	
監 査 役	藤 本 聡	芙蓉オートリース株式会社社外監査役（非常勤） ファーストコーポレーション株式会社社外取締役 株式会社中村屋社外取締役
監 査 役	梅 本 武 文	公益財団法人SOMPO美術財団専務理事

- (注) 1. 取締役井福正博、曾禰寛純、坂本森男各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤本聡、梅本武文各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役藤本聡氏は、金融機関における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度に係る役員の異動は次のとおりです。
- ①2022年6月9日をもって、取締役佐藤一成氏は辞任により退任し、2022年6月10日付で株式会社安田エステートサービス代表取締役社長に就任いたしました。
- ②2022年6月28日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、取締役鷲谷輝雄氏は任期満了により退任いたしました。なお、同氏は同日付で監査役に就任いたしました。
- ③2022年6月28日開催の第154回定時株主総会において、新たに、武藤博幸、松井正各氏は取締役、鷲谷輝雄氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 取締役井福正博氏は、2023年3月31日をもって、明治安田損害保険株式会社代表取締役会長を退任しております。なお、同氏は2023年4月3日付で明治安田収納ビジネスサービス株式会社代表取締役会長に就任しております。

7. 当社では、経営の効率化と意思決定の迅速化のため執行役員制度を導入しております。
取締役を兼務する執行役員以外の2023年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	小 泉 眞 吾	南信貨物自動車株式会社代表取締役社長
常 務 執 行 役 員	鷓 飼 徹	株式会社ヤスタワークス代表取締役社長
常 務 執 行 役 員	青 木 健 太	業務部長 業務部、品質管理部担当
常 務 執 行 役 員	佐 藤 陽 一	メディカル物流ユニット長 メディカル物流ユニットメディカル営業第二部長 営業第一部、営業第二部、メディカル物流ユニット担当 メディカル拠点統括
執 行 役 員	細 井 昌 彦	ITキッキングユニット長
執 行 役 員	木 下 徹	情報システム部長
執 行 役 員	井 上 薫	安田運輸株式会社代表取締役社長 株式会社ワイズ・プラスワン代表取締役社長
執 行 役 員	細 田 圭 介	
執 行 役 員	高 濱 尚 志	営業第二部長
執 行 役 員	財 津 慶 一	メディカル物流ユニットメディカル営業第一部長
執 行 役 員	浅 野 慎 一 郎	総務部長 経理部担当

8. 当事業年度中に取締役の役職等を次のとおり変更しております。

氏 名	年月日	新役職及び担当	旧役職及び担当
武 藤 博 幸	2022年9月5日	取締役常務執行役員国際輸送センター所長 海外・国際推進部、海外拠点営業担当 芙蓉エアカーゴ株式会社代表取締役社長 安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司董事長 安田物流(上海)有限公司董事長	取締役常務執行役員 海外・国際推進部、海外拠点営業担当 芙蓉エアカーゴ株式会社代表取締役社長 安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司董事長 安田物流(上海)有限公司董事長
武 藤 博 幸	2022年11月1日	取締役常務執行役員 海外・国際推進部、海外拠点営業担当 芙蓉エアカーゴ株式会社代表取締役社長 安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司董事長 安田物流(上海)有限公司董事長	取締役常務執行役員国際輸送センター所長 海外・国際推進部、海外拠点営業担当 芙蓉エアカーゴ株式会社代表取締役社長 安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司董事長 安田物流(上海)有限公司董事長

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第140回定時株主総会において、年額460百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないこととする）と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は13名

(うち、社外取締役は0名)です。また、2020年6月26日開催の第152回定時株主総会において、上記の報酬総額とは別枠として、取締役(社外取締役を除きます。)を対象に、役位及び業績達成度に応じて当社株式等の給付をおこなう株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入し、2021年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する年度までの2事業年度(以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を「次期以降対象期間」といいます。)においては132百万円(うち取締役分として80百万円)を上限として、また、次期以降対象期間においては198百万円(うち取締役分として120百万円)を上限として、金銭を拠出することを決議いただいております。なお、執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第139回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

役員報酬は、当社の企業理念の下、当社の持続的かつ安定的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る上で、各役員が果たすべき役割を最大限に発揮するためのインセンティブ及び当該役割に対する対価として機能することを目的とします。報酬の構成は、①固定報酬として支給する「基本報酬(金銭)」、②毎期の業績に連動して支給する「業績連動報酬(金銭)」、③中期経営計画の達成度に連動して支給する「中期インセンティブ報酬(株式)」とし、役位が上位の者ほど業績連動報酬の割合を高く設定しております。なお、社外取締役及び監査役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

業績連動報酬(金銭)として支給する金銭の額は、業績目標の達成度等に応じて変動するものとしております。業績評価指標は、当社グループ業績の重要指標である連結営業収益額と連結営業利益額とし、評価のウエイトは1:1としております。なお、当事業年度における連結営業収益額と連結営業利益額の目標は連結営業収益額が58,000百万円、連結営業利益額は2,750百万円で、実績は連結営業収益額が59,756百万円、連結営業利益額は2,534百万円となっております。また、中期インセンティブ報酬(株式)として、「株式給付信託制度(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。2020年6月26日開催の第152回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除きます。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下、取締役及び取締役を兼務しない執行役員を「役員」といいます。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度の導入が承認されました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。中期インセンティブ報酬(株式)の業績評価期間は、中期経営計画の事業年度とし、業績評価指標は、現中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」にて重要目標として公表している連結営業収益額と連結営業利益額の達成度とします。評価のウエイトは1:1とします。なお、中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」における連結営業収益額と連結営業利益額の目標は連結営業収益額が65,000百万円、連

結営業利益額が4,000百万円となっております。

報酬決定の手続きとして、取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2020年2月28日に委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しました（2023年3月31日現在、社内取締役1名（委員長）、独立社外取締役3名）。取締役の報酬に関する方針、報酬体系及び各取締役への支給額については、指名・報酬諮問委員会による審議・答申を受け、取締役会の決議を経て決定することとしています。

当事業年度においては、指名・報酬諮問委員会による審議・答申を受け、取締役会にて決議された枠組みに基づき算出される個人別の報酬額について、当社全体を統括している代表取締役社長藤井信行氏に最終調整につき委任する旨の決議をしています。なお、指名・報酬諮問委員会の報酬に係る主な審議項目は次のとおりです。

- ①取締役の報酬等に関する株主総会議案の原案
- ②取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針の原案
- ③取締役の報酬等の内容に関する事項
- ④その他、取締役の報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項

(3) 当該事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	196 (27)	141 (27)	41 (-)	14 (-)	9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	56 (18)	56 (18)	(-) (-)	(-) (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	252 (46)	197 (46)	41 (-)	14 (-)	13 (5)

(注) 1. 上記には2022年6月9日をもって辞任により退任した取締役1名、2022年6月28日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記の非金銭報酬等には、当事業年度における株式給付信託（BBT）に基づく役員株式給付引当金繰入額14百万円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役井福正博氏は、明治安田生命保険相互会社の取締役等を歴任し、現在は明治安田損害保険株式会社代表取締役会長であります。また、同氏は2023年3月31日をもって、明治安田損害保険株式会社代表取締役会長を退任し、2023年4月3日付で明治安田収納ビジネスサービス株式会社代表取締役会長に就任しております。

なお、当社と明治安田損害保険株式会社及び明治安田収納ビジネスサービス株式会社との間には特別な関係はありません。

また、当社と明治安田生命保険相互会社との間には資金借入などの取引がありますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような関係はありません。

取締役曾禰寛純氏は、アズビル株式会社取締役会長、取締役会議長であります。

なお、当社とアズビル株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役坂本森男氏は、一般財団法人全国市町村振興協会理事長であります。

なお、当社と一般財団法人全国市町村振興協会との間には特別な関係はありません。

監査役藤本聡氏は、芙蓉オートリース株式会社社外監査役、ファーストコーポレーション株式会社社外取締役及び株式会社中村屋社外取締役であります。

なお、当社と芙蓉オートリース株式会社、ファーストコーポレーション株式会社及び株式会社中村屋との間には特別な関係はありません。

監査役梅本武文氏は、損害保険ジャパン株式会社の常務執行役員等を歴任し、現在は公益財団法人SOMPO美術財団専務理事であります。

なお、当社と公益財団法人SOMPO美術財団との間には特別な関係はありません。また、当社と損害保険ジャパン株式会社との間には資金借入などの取引がありますが、社外監査役の独立性に影響を及ぼすような関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

特別の関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役井福正博	当事業年度に開催された取締役会11回のうちすべてに出席いたしました。大手生命保険会社等の経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、企業経営全般及びリスク管理等に関して専門的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会に積極的に参画し、役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役曾禰寛純	当事業年度に開催された取締役会11回のうちすべてに出席いたしました。グローバルに展開する計測・制御、自動化機器大手メーカーの経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、企業経営全般及びITテクノロジー・DX等に関して専門的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会に積極的に参画し、役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 坂本 森 男	当事業年度に開催された取締役会11回のうちすべてに出席いたしました。消防庁長官及び千葉県副知事としての豊富な経験と気象予報士としての知見に基づき、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、リスク管理等に関して専門的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会に積極的に参画し、役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
監査役 藤本 聡	当事業年度に開催された取締役会11回のうちすべてに出席し、監査役会13回のうちすべてに出席いたしました。主に経営・財務管理の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。
監査役 梅本 武文	当事業年度に開催された取締役会11回のうちすべてに出席し、監査役会13回のうちすべてに出席いたしました。主に経営・財務管理及びリスク管理の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役3名と社外監査役2名との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等が業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。この他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為に起因して生じた損害については填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
①事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「TCFD開示に関する支援業務」を委託し対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査役会がその必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会で決議した、当社グループの業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
- ②取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び監査計画に従い、監査役の監査対象となる。
- ③取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループの事業推進に係わる損失の危険（以下、リスクという。）の管理に関しては、リスク管理規程、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、業務部がリスク管理の統括を行う。各部門の長は、リスク管理委員会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び経営会議等を通じて、定期的にリスクの管理状況を取締役に報告する。
- ②個々のリスクに関しては、各分野においてリスク管理を行う委員会を以下のとおり設置し、リスク管理施策の徹底を図る。
 - a. コンプライアンスに関するリスク コンプライアンス委員会
 - b. 情報セキュリティに関するリスク ISO推進委員会
 - c. 品質・環境に関するリスク ISO推進委員会
 - d. 顧客満足に関するリスク CS向上委員会
 - e. 安全衛生に関するリスク 安全衛生委員会
 - f. 自然災害に関するリスク 防災委員会

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の取締役役付執行役員で経営会議を組織する。経営会議は取締役会の付議事項を協議するとともに、取締役会決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐する。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等においてそれぞれの責任者、その責任及び執行手続きの詳細について定める。
- ③業務執行に専念する執行役員を選任することにより、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を促進するとともに、迅速かつ確かな業務執行を実現する。
- ④目標の明確な付与を通して競争力の強化を図るために、中期経営計画を策定するとともに、全社及び各部署の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。月次の業績の進捗状況については、取締役会並びに物流事業推進会議及び不動産事業推進会議で討議する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
- ②コンプライアンス推進のため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属組織として設置し、コンプライアンスの啓蒙を図る。
- ③業務運営の適正化を図るため、すべての部署を対象として内部監査室が定期的に内部監査を実施する。内部監査の結果は社長及び関係各部署に報告される。
- ④取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。また、当該窓口担当部は通報相談の状況について、適時、監査役に報告する。

(6) グループ会社の業務の適正を確保するための体制

- ①企業行動憲章及び社員行動指針を当社グループ全体に適用する規範として定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。

- ②グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程において関係会社の統轄部及び担当部を定め、グループ会社は重大な損失を与える事項を含む経営の重要事項について担当部に適時報告を行う。
- ③当社は、グループ全体の中期経営計画を策定するとともに、グループ会社の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。また、この中でグループ会社の役割・課題を明確にし、グループ全体として企業価値の向上を図る。
- ④当社は、当社の社長、取締役、監査役及びグループ会社社長が出席するグループ会社社長会・物流事業推進会議・不動産事業推進会議を定期的開催し、グループ会社社長から報告を受け又当社からの連絡事項を伝達するなど連結統治の強化を図る。
- ⑤当社は、グループ会社の業務運営の適正化を図るため、グループ会社を対象として当社内部監査室が内部監査を実施し、その結果は当社社長及び関係各部署に報告する。
- ⑥グループ会社の取締役及び使用人の職務執行に係るコンプライアンスについて、当社が直接に通報相談を受ける窓口を設ける。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役職務を補助すべき使用人は、監査役会の要請に応じ、内部監査室所属の使用人のうち必要な人員を任命する。当該使用人は使用人業務に対し監査役の指揮命令を優先させる。
- ②監査役職務を補助すべき使用人の任命、評価及び異動は、監査役会の意見を事前に求め、これを尊重する。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
- ①当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- a. 取締役及び執行役員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、監査役に報告する。
- b. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧できる。
- c. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。
- d. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況の報告を行う。
- e. 当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。
- ②グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- a. グループ会社の取締役は、当社又はグループ会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、当社の監査役に報告する。
- b. グループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- c. グループ会社の通報相談制度の担当部署は、グループ会社の取締役及び使用人からの通報相談の状況について、当社の通報相談窓口担当部を通じて、適時、当社の監査役に報告する。
- d. 当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、グループ会社に周知徹底する。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社の監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役と社長との定期的な意見交換の機会を設ける。
- ②内部監査室は監査役との連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務部を対応統括部署とし、警察等関係機関とも連携し対応する。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行うとともに、その整備状況及び運用状況を継続的に評価し必要な改善を図る。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社では、当社グループ全体の取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図っております。また、コンプライアンス推進のため社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置、関連規程の整備、内部通報窓口の設置・運用、コンプライアンス研修などを継続的に実施しております。

今年度は、「コンプライアンス委員会」を2回開催し、国内外の当社グループを対象に、法令対応状況やコンプライアンス啓蒙・教育活動の進捗状況、また、内部通報制度の運用状況などを確認いたしました。更には、取締役及び使用人を対象とした「コンプライアンス研修」を開催し、コンプライアンスの徹底を行いました。

(2) リスク管理に関する取り組み

当社グループのリスク管理に関しては、リスク管理規程、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、業務部がリスク管理の統括を行っております。

今年度は、リスク管理委員会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び経営会議を定期的に開催し、各部門の長が、リスクの管理状況を取締役に報告いたしました。また、「コンプライアンス」「情報セキュリティ」「品質・環境」「顧客満足」「安全衛生」「自然災害」等の個々のリスクに関しては、コンプライアンス委員会を2回、ISO推進委員会を2回、CS向上委員会を2回、中央安全衛生委員会を2回、中央防災委員会を2回、それぞれ開催するなど、個々のリスクに関する対応計画・対応状況などを討議し、リスク管理施策の徹底を図りました。

(3) 当社グループの業務の適正を確保するための取り組み

当社グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程に則り、関係会社の経営上の重要事項に関して事前承認・報告がなされております。

また、2022年度から2024年度までの3年間を対象期間とするグループ全体の中期経営計画「変わらず、変える。YASDA Next Challenge 2024」に基づき、グループ会社の年度業績目標を予算として編成しました。あわせて、予算に基づく業績管理を継続して行っております。

更に、当社の社長、取締役、監査役及びグループ会社社長が出席するグループ会社社長会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議を定期的に開催し、グループ会社社長から報告を受け又当社からの連絡事項を伝達するなど連結統治の強化を図りました。

一方、グループ会社を対象として当社内部監査室が内部監査を実施し、その結果を社長及び関係各部署に報告を行っております。

(4) 監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会のほか、物流事業推進会議、不動産事業推進会議、グループ会社社長会並びにリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会などに出席するほか、本部各部、各営業所及びグループ会社への往査等を行っております。

また、監査役と社長との意見交換を定期的及び必要の都度実施しております。

更に、内部監査室長は毎月の定例会議のほか適宜監査役と監査業務に関する情報交換を実施し連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。当社ウェブサイト (<https://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/133/Default.aspx>) 及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は倉庫業を中心とする物流事業及びオフィスビル賃貸を中心とする不動産事業を主な事業としており、両事業ともに相応の設備投資を要する事業であります。従いまして、当社では今後の事業展開に備えるため適正な利益配分を行うことを基本方針としており、剰余金の配当及び配当性向につきましては、安定的な水準を維持しつつ中長期的には高めてまいりたいと考えております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保資金については、当社を取り巻く状況の変化に柔軟に対応すべく、物流施設、不動産施設の整備・拡充及び情報システムの開発等、事業基盤強化の原資として有効に活用するとともに、借入金の返済にも充当し、中長期的な業績の安定と向上による企業価値の増大を図ることで、株主各位のご期待にお応えできるよう努めてまいります。

以上

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2023年3月31日現在	前 期(ご参考) 2022年3月31日現在	科 目	当 期 2023年3月31日現在	前 期(ご参考) 2022年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	28,771	30,927	流動負債	22,249	15,875
現金及び預金	15,139	18,224	営業未払金	4,721	4,013
受取手形及び営業未収金	9,586	8,397	短期借入金	10,320	4,370
商 品	3,025	3,212	1年内償還予定の社債	62	62
そ の 他	1,023	1,095	1年内返済予定の長期借入金	2,631	2,913
貸倒引当金	△ 2	△ 2	未払法人税等	534	604
固定資産	137,233	128,154	未払費用	1,692	1,544
(有形固定資産)	(80,233)	(76,741)	そ の 他	2,286	2,367
建物及び構築物	36,867	36,438	固定負債	66,383	68,289
機械装置及び運搬具	2,368	2,298	社 債	10,299	10,362
工具、器具及び備品	906	858	長期借入金	35,980	38,448
土 地	37,036	36,980	繰延税金負債	12,636	12,311
建設仮勘定	3,054	166	退職給付に係る負債	2,194	2,155
(無形固定資産)	(7,957)	(3,472)	長期預り敷金保証金	4,081	3,971
の れ ん	4,639	741	そ の 他	1,190	1,040
借 地 権	1,016	1,016	負債合計	88,632	84,165
ソフトウェア	1,238	598	(純資産の部)		
ソフトウェア仮勘定	4	66	株 主 資 本	46,836	45,328
そ の 他	1,058	1,050	資 本 金	3,602	3,602
(投資その他の資産)	(49,042)	(47,940)	資 本 剰 余 金	2,814	2,814
投資有価証券	45,666	44,865	利 益 剰 余 金	41,595	40,091
繰延税金資産	584	556	自 己 株 式	△ 1,175	△ 1,180
退職給付に係る資産	672	302	その他の包括利益累計額	30,157	29,249
そ の 他	2,138	2,236	その他有価証券評価差額金	29,430	28,932
貸倒引当金	△ 19	△ 19	為替換算調整勘定	67	△ 58
			退職給付に係る調整累計額	660	375
			非支配株主持分	378	338
			純資産合計	77,372	74,916
資産合計	166,005	159,082	負債純資産合計	166,005	159,082

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2022年4月 1日から 2023年3月31日まで	2021年4月 1日から 2022年3月31日まで
営 業 収 益	59,756	53,040
保 倉 陸 国 際 貨 物 不 所		
管 庫 作 運 取 扱	8,551	8,192
業 業 業 業	8,977	8,320
料 料 料 料	21,854	17,731
貨 物 取 扱	9,003	7,932
流 賃 貸 貸	1,832	1,620
動 産 賃 貸	4,759	4,461
の 他	4,777	4,781
営 業 原 価	53,085	46,634
作 人 賃 租 減 価 償 却	25,160	22,112
業 業 借 借 公 課 費 他	12,703	10,505
賃 借 借 借 公 課 費 他	3,438	3,255
税 償 償 却	1,117	1,086
の 償 償 却	3,413	3,217
の 償 償 却	7,251	6,458
営 業 総 利 益	6,671	6,405
販 売 報 福 退 職 支 租 所	4,136	3,495
報 酬 及 び 給 料 手 当	1,637	1,406
福 利 厚 生 費 用	270	241
退 職 給 付 費 用	57	41
支 払 手 数 料	190	184
租 税 公 課 他	466	457
の 公 課 他	156	158
の 公 課 他	1,358	1,005
営 業 利 益	2,534	2,910
営 業 外 収 益	1,864	1,682
受 取 配 当 金 入 雑 収 入	4	9
取 配 当 金 入	1,699	1,448
雑 業 外 費 用	161	224
支 借 入 関 連 費 用 出 雑 支 出	622	554
借 入 関 連 費 用 出	582	372
雑 支 出	29	158
の 支 出	9	23
経 常 利 益	3,776	4,037
特 別 利 益	17	262
固 定 資 産 売 却 益	17	30
負 の れ ん 発 生 益	-	232
特 別 損 失	260	220
固 定 資 産 売 却 損	6	2
固 定 資 産 廃 棄 損	254	189
投 資 有 価 証 券 評 価 損	-	28
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,534	4,080
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,246	1,207
法 人 税 等 調 整 額	△ 7	△ 37
当 期 純 利 益	2,295	2,910
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	49	36
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	2,245	2,873

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

■当期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,602	2,814	40,091	△ 1,180	45,328
当期変動額					
剰余金の配当			△ 742		△ 742
親会社株主に帰属する当期純利益			2,245		2,245
自己株式の処分				4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,503	4	1,508
当期末残高	3,602	2,814	41,595	△ 1,175	46,836

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	28,932	△ 58	375	29,249	338	74,916
当期変動額						
剰余金の配当						△ 742
親会社株主に帰属する当期純利益						2,245
自己株式の処分						4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	497	125	284	907	39	947
当期変動額合計	497	125	284	907	39	2,456
当期末残高	29,430	67	660	30,157	378	77,372

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2023年3月31日現在	前 期(ご参考) 2022年3月31日現在	科 目	当 期 2023年3月31日現在	前 期(ご参考) 2022年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	17,696	22,481	流動負債	18,484	12,761
現金及び預金	7,662	12,885	営業未払金	3,784	3,348
受取手形	20	96	短期借入金	10,150	4,150
営業未収金	6,198	5,477	1年内返済予定の長期借入金	2,293	2,456
商 品	3,025	3,212	未 払 金	415	809
前 払 費 用	258	253	未 払 法 人 税 等	265	263
関係会社短期貸付金	67	67	未 払 消 費 税 等	130	354
そ の 他	466	491	未 払 費 用	762	728
貸倒引当金	△ 2	△ 2	前 受 金	551	497
固 定 資 産	137,476	126,796	預 り 金	131	154
(有形固定資産)	(73,845)	(71,245)	そ の 他	—	0
建 物	32,411	32,654	固 定 負 債	62,726	64,783
構 築 物	475	520	社 債	10,000	10,000
機 械 及 び 装 置	932	966	長 期 借 入 金	34,291	36,585
車 両 運 搬 具	27	24	繰 延 税 金 負 債	12,283	12,087
工 具、器 具 及 び 備 品	683	700	退 職 給 付 引 当 金	1,804	1,882
土 地	36,268	36,212	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	4,062	3,928
建 設 仮 勘 定	3,046	166	そ の 他	283	299
(無形固定資産)	(2,112)	(1,638)	負 債 合 計	81,210	77,545
借 地 権	1,016	1,016	(純資産の部)		
ソ フ ト ウ エ ア	1,068	533	株 主 資 本	44,534	42,799
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	4	63	資 本 金	3,602	3,602
電 話 加 入 権	12	12	資 本 剰 余 金	2,800	2,800
そ の 他	11	13	資 本 準 備 金	2,790	2,790
(投資その他の資産)	(61,518)	(53,911)	そ の 他 資 本 剰 余 金	10	10
投 資 有 価 証 券	45,573	44,780	利 益 剰 余 金	39,307	37,576
関 係 会 社 株 式	13,957	7,041	利 益 準 備 金	462	462
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	288	314	そ の 他 利 益 剰 余 金	38,845	37,114
差 入 保 証 金	1,219	1,276	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,330	1,344
そ の 他	498	517	別 途 積 立 金	34,650	32,950
貸倒引当金	△ 18	△ 18	繰 越 利 益 剰 余 金	2,864	2,819
資 産 合 計	155,173	149,278	自 己 株 式	△ 1,175	△ 1,180
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	29,427	28,933
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29,427	28,933
			純 資 産 合 計	73,962	71,732
			負 債 純 資 産 合 計	155,173	149,278

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2022年4月 1日から 2023年3月31日まで	2021年4月 1日から 2022年3月31日まで
営 業 収 益	38,289	35,561
保管料	7,621	7,254
倉庫作業料	7,986	7,332
陸運料	8,787	8,625
国際貨物取扱料	5,748	4,811
物流賃貸料	1,792	1,695
不動産賃貸料	4,780	4,473
その他	1,573	1,369
営 業 原 価	33,948	31,349
作業費	19,413	17,928
人件費	3,660	3,577
賃借料	2,495	2,444
租税公課	1,026	1,002
減価償却費	2,679	2,616
その他	4,671	3,780
営 業 総 利 益	4,341	4,212
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,483	2,377
報酬及び給料手当	901	817
福利厚生費	137	130
退職給付費用	23	25
減価償却費	137	156
支払手数料	357	371
租税公課	141	142
その他	784	733
営 業 利 益	1,857	1,834
営 業 外 収 益	2,221	2,030
受取利息	6	6
受取配当金	2,139	1,813
雑収入	75	210
営 業 外 費 用	565	493
支払利息	527	308
借入関連費用	29	158
雑支出	7	26
経 常 利 益	3,513	3,371
特 別 損 失	252	204
固定資産廃棄損	252	175
投資有価証券評価損	-	28
税 引 前 当 期 純 利 益	3,261	3,166
法人税、住民税及び事業税	793	773
法人税等調整額	△ 4	15
当 期 純 利 益	2,472	2,377

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

■当期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,602	2,790	10	2,800	462	1,344	32,950	2,819	37,576	△ 1,180	42,799	
当期変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 14		14	－		－	
別途積立金の積立							1,700	△ 1,700	－		－	
剰余金の配当								△ 742	△ 742		△ 742	
当期純利益								2,472	2,472		2,472	
自己株式の処分										4	4	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 14	1,700	44	1,730	4	1,735	
当期末残高	3,602	2,790	10	2,800	462	1,330	34,650	2,864	39,307	△ 1,175	44,534	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	28,933	28,933	71,732
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△ 742
当期純利益			2,472
自己株式の処分			4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	494	494	494
当期変動額合計	494	494	2,229
当期末残高	29,427	29,427	73,962

連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。当社ウェブサイト（<https://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/133/Default.aspx>）及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳井浩一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺岡久仁子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、安田倉庫株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳井浩一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺岡久仁子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、安田倉庫株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

安田倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 鷺谷輝雄 ㊟

常勤監査役 藤原和雄 ㊟

監査役（社外監査役） 藤本 聡 ㊟

監査役（社外監査役） 梅本 武 文 ㊟

以上

以上

トピックス

Logistics, Progress, Borderless.

YASUDA

1. エーザイ物流株式会社の株式取得

本年3月、当社グループにおけるメディカル物流事業を拡充・強化すべく、エーザイ株式会社からエーザイ物流株式会社の全株式を取得いたしました。同社は、主にエーザイグループ製品の物流関連業務を担い、製品の安定供給に貢献するとともに、サードパーティ製品の取り扱い実績も多く、医薬品物流に特化した豊富な経験とノウハウを有しております。

当社とエーザイ物流株式会社の有する医薬品物流ノウハウや物流施設、配送ネットワークなどを融合させることで、国内屈指の医薬品物流プラットフォームを構築し、安定した総合メディカルサービスを提供することが可能となります。今後も総合物流企業として、医療用医薬品や医療用機器などのメディカル物流においても安定的・高品質な物流サービスの提供に注力してまいります。



エーザイ物流株式会社の本社・厚木センター

2. OSO株式会社（新社名：YSO Logi株式会社）の株式取得

本年4月、倉庫・輸配送ネットワークの全国への拡大を推進すべく、OSO株式会社の全株式を取得いたしました。同社は、京都府八幡市を中心に運送業、倉庫業を展開し、約60台の車両や自社倉庫を活用した幅広い物流サービスを提供しております。当社と同社の持つ物流ネットワークを共有することで生まれるシナジーによって、倉庫・輸配送ネットワークとサービスメニューを更に拡充してまいります。なお、4月に同社はYSO Logi株式会社へ社名変更しております。



YSO Logi株式会社の本社倉庫と所有車両

3. インドネシアにおける倉庫会社の設立

インドネシアにおいて、国際フォワーディング業を事業目的とするグループ会社に加え、本年3月、新たに倉庫会社PT. Jaya Yasuda Indonesiaを設立いたしました。世界第4位の人口を有する同国では今後の倉庫需要の拡大が期待されます。同国における国内物流機能の強化を通じ、海外・国際物流サービスの拡充を図ってまいります。

4. 株式会社ニューロシューティカルズへの出資

昨年11月、医療機器開発ベンチャー企業の株式会社ニューロシューティカルズへ出資を行いました。同社は、大学・研究機関等から医療分野における様々なニーズを汲み取り、治療・診断機器の開発から国内での製造支援、海外からの輸入調達も含め、様々な製品のリリースを行っております。

医療分野に関する幅広い知見やネットワークを有する同社への出資を通じ、医療機器総合ワンストップサービス等の既存サービスの拡充や物流品質の向上を図るとともに、取扱素材の更なる拡大と提案力の強化に努めてまいります。



株式会社ニューロシューティカルズが取り扱うポータブルCTスキャン

5. 倉庫拠点の拡充

昨年9月、九州における当社グループの新たな物流拠点として「九州営業所 第二倉庫」を開設いたしました。同拠点は福岡県小郡市に位置し、九州営業所との一体運営により、九州における物流ニーズへの対応力や九州全域向けの配送機能の強化を図ってまいります。

また、埼玉県加須市にて自社倉庫建設に着手いたしました。2024年3月竣工予定の同拠点は、東北自動車道加須ICに至近であり、首都圏全域から東北地域へのアクセスに優れた立地にあります。医薬品専用の輸配送網と医薬品管理に対応した設備を備えた医薬品物流拠点として、当社の医薬品物流サービスの更なる拡大を目指します。今後も、付加価値の高いサービスの提供に向けたソリューションの強化とネットワークの拡充を図ってまいります。



九州営業所 第二倉庫外観



加須市北大桑新倉庫イメージ図

6. 芙蓉総合リース株式会社とBPOサービス事業分野で業務提携

昨年9月、芙蓉総合リース株式会社とBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービス事業分野で業務提携いたしました。業務提携の第一弾として、芙蓉リースグループのNOCアウトソーシング&コンサルティング株式会社が運営するBPOサービスサイト「Somove」に当社の「文書保管サービス」及び「オフィス移転サービス」を掲載いたしました。今後も、芙蓉リースグループの幅広いBPOサービスのソリューションと当社グループの物流を中心とした長年の効率化実績を活かし、お客様の課題解決に繋がる新たな共同ビジネスの検討、事業領域の拡大を推進してまいります。



業務提携サービスイメージ図

7. 倉庫現場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進

当社グループは倉庫内作業の省人化・省力化を目指し、倉庫現場にロボットを導入しております。今後も最先端テクノロジー・デジタル技術を活用し、DX推進に取り組んでまいります。



重量貨物を積載したカゴ台車を搬送するAGV（自動搬送車）



作業者と協働して貨物のピックアップを行うAMR（自律走行搬送ロボット）



貨物の納品先ごとに仕分け作業を行う次世代型ロボットソーター

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
 定時株主総会 6月
 基準日 定時株主総会については、3月31日
 その他、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告いたします。
 期末配当 3月31日
 中間配当 9月30日

単元株式数 100株

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
 特別口座 口座管理機関

同事務取扱い場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

お問い合わせ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社等	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続きお取扱い店（住所変更、株式配当金受取り方法の変更及びマイナンバーのお届出等）		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 ※トラストラウンジではお取扱いできませんのでご了承ください。
株主総会資料の電子提供制度（書面交付請求）についてのお問い合わせ	お取引の証券会社または右記みずほ信託銀行までお問い合わせ願います。	電子提供制度専用ダイヤル フリーダイヤル0120-524-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店及び全国各支店	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続きお取扱い店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行って頂く必要があります。

公告方法 電子公告とし、当社ホームページ
<https://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/136/Default.aspx>に掲載いたします。
 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

上場取引所 東京証券取引所 プライム市場

証券コード 9324

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町

最寄駅

- 田町駅 (JR) 芝浦口 (東口)
より徒歩1分
- 三田駅 (都営浅草線・三田線) A4出口
より徒歩3分



安田倉庫株式会社

本店：〒108-8435 東京都港区芝浦三丁目1番1号
TEL.03-3452-7311 (代表) FAX.03-3453-9786
(証券コード：9324)
当社ホームページアドレス <https://www.yasuda-soko.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。